

米原市国民健康保険税率について（答申）

当協議会は、市長から諮問を受けた米原市国民健康保険税率の改定について、市当局から説明を受け、慎重な審議を行い、以下のとおり答申する。

結 論

令和6年度の米原市国民健康保険税の税率は、基金の保有状況等を踏まえ、県が示した標準保険料率と現行税率の乖離幅を国民健康保険事業基金で調整し、令和5年度の一人当たり保険税の見込みに対して6.5%の伸びとなるよう税率を引き上げる。

審議内容

説 明

- ・国民健康保険事業費納付金および標準保険料率の算定過程
- ・米原市の標準保険料率（仮算定）と前年度標準保険料率および現行税率との比較
- ・標準保険料率（仮算定）が前年度に比べて増加した要因
- ・県内の国民健康保険を取り巻く状況
- ・令和6年度標準保険料率への対応（案）
- ・基金等の余剰財源の取扱い

意 見

令和6年度の国民健康保険税の税率について、県が示す標準保険料率が現行税率に比べて大幅に増加した中、市当局の提案では、令和4年度の本協議会からの答申を踏まえ、県が示した標準保険料率と現行税率の乖離幅を国民健康保険事業基金で調整し、令和5年度の一人当たり保険税の見込みに対して6.5%の伸びとなるよう医療給付費分、後期高齢者支援金分は引き上げ、介護納付金分は概ね現行税率を維持する方針としている。

当協議会としては、一人当たり医療費の高騰等を受けて、基金の活用を視野に提案された税率案に対し一定の理解をするが、今日、国民健康保険に係る財政運営の都道府県単位化に伴い、保険料水準の統一を目指して示された税率と比較して、現行税率には大きな開きがあり、統一に至るまで、毎年度、税率の上昇は避けられないと考える。

基金は被保険者に遅滞なく還元していくことが望ましいと考えられるが、社会経済状況の見通しが困難な状況において、保険税が被保険者にとって後年度に急激な負担増とならないよう、市当局は、今後県において策定を予定されている第3次滋賀県国民健康保険運営方針を見据えたうえで、保険料水準の統一までのスケジュール等を見通しつつ、可能な限り均等な伸びとなるよう適切に対応されたい。

なお、審議の過程における委員からの意見等を踏まえ、付帯意見として以下を付け加える。

付帯意見

- ①令和6年度の標準保険料率が令和5年度と比較して大幅に高い伸び率となったことは、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行による受診抑制の緩和等に伴う医療費の増加、前期高齢者交付金の算定方式の見直し等の影響とのことであった。

県内市町との保険料水準の統一年度は、令和9年度（移行期間：令和11年度まで）とされており、今後想定される税率の上昇について、滋賀県下の保険料水準が統一するまでの将来的な見通しや、県の国民健康保険運営方針、県内市町の動向等を踏まえつつ、計画性を持って継続して検討を行い、被保険者の理解を得られるよう、わかりやすく広報すること。

- ②今回、市当局から示された資料は仮算定によるものであり、今後、改めて県から示される本算定による標準保険料率に基づく保険税率の改定に当たっては市当局で精査の上、適切に対応すること。